

# 第 1 次 勸 告

～ 生活者の視点に立つ「地方政府」の確立 ～

平成20年5月28日

地方分権改革推進委員会

# 目 次

はじめに	1
第1章 国と地方の役割分担の基本的な考え方	5
(1) 「地方が主役の国づくり」に向けた今次分権改革の理念と課題	5
(2) 国と地方の役割分担	7
(3) 広域自治体と基礎自治体の役割分担	9
第2章 重点行政分野の抜本的見直し	10
(1) 暮らしづくり分野関係	12
【幼保一元化・子ども】	12
【教育】	12
【医療・医療保険】	13
【生活保護】	14
【福祉施設の最低基準等】	14
【民生委員】	15
【公営住宅】	15
【保健所・児童相談所】	15
【労働】	16
(2) まちづくり分野関係	17
【土地利用（開発・保全）】	17
【道路】	18
【河川】	19
【防災】	20
【交通・観光】	20
【商工業】	21
【農業】	21
【環境】	22
第3章 基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大	23
(1) 基礎自治体への権限移譲の推進	23
ア 基礎自治体への権限移譲の考え方	23
イ 基礎自治体への権限移譲の方針と権限移譲を行うべき事務	23
＜基礎自治体への権限移譲の方針＞	24
【都市計画決定】	24
【まちづくり・土地利用規制分野】	24
【福祉分野】	25
【医療・保健・衛生分野】	25
【公害規制分野】	25
【教育分野】	26
【生活・安全・産業振興分野】	26

【その他】	26
ウ 条例による事務処理特例制度の活用の促進	26
<条例による事務処理特例制度の活用を困難にしている制度の見直し>	27
(2) 補助対象財産の財産処分の弾力化	28
第4章 現下の重要二課題について	29
(1) 道路特定財源の一般財源化について	29
(2) 消費者行政の一元化について	30
第5章 第2次勧告に向けた検討課題	31
(1) 国の出先機関の改革の基本方向	31
ア 見直しの視点	31
【国の出先機関の事務・権限の仕分けの考え方】	31
イ 見直しの進め方	32
ウ その他	34
(2) 法制的な仕組みの横断的な見直し等	35
ア 義務付け・枠付けの見直し	35
イ 地方自治関係法制の見直し	37
おわりに	38

別紙1 基礎自治体への権限移譲を行うべき事務

    別紙1の参考 条例による事務処理特例制度の活用状況

別紙2 措置対象の国庫補助金等一覧

別紙3 国の出先機関の見直しについて（事務・権限の仕分けの考え方）

## はじめに

地方分権改革推進委員会（以下「当委員会」という。）は、平成 19 年 5 月 30 日に公表した「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」において、「地方が主役の国づくり」を標語に掲げた。地方自治体を、自治行政権のみならず自治立法権、自治財政権をも十分に具備した完全自治体にしていくとともに、住民意思に基づく地方政治の舞台としての「地方政府」に高めていくこと、これを地方分権改革の究極の目標に設定した。そして、地方分権改革推進のための基本原則の筆頭に「基礎自治体優先の原則」を掲げた。

今回の第 1 次勧告は、自ら定立したこの基本原則に忠実に、主として基礎自治体である市町村の自治権の拡充をはかる諸方策について勧告したものである。すなわち、平成 19 年 11 月 16 日に公表した「中間的な取りまとめ」において勧告に向けた検討課題として予告しておいた諸項目のうちから、「個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討」、「都道府県から市町村への権限移譲の法制化の推進」、「補助対象財産の転用等」の 3 項目を優先して取り上げ、第 2 章と第 3 章に記述している。

第 2 章「重点行政分野の抜本的見直し」の対象に選定した行政分野・事務事業には、例えば道路・河川などのように国から都道府県への権限移譲を主題としているものも一部含まれているものの、その大半は市町村が実施を担当している行政分野・事務事業である。同様に、第 3 章（2）「補助対象財産の財産処分の弾力化」についても、その大半は市町村向けの国庫補助負担金等に係るものである。

「国」と「地方自治体」と呼び慣れてきたものを「中央政府」と「地方政府」と呼び変えるとすれば、広域自治体である都道府県は「広域地方政府」、基礎自治体である市町村は「基礎地方政府」ということになる。地方自治体を「地方政府」と呼ぶにふさわしい存在にまで高めていくためには、何よりもまず、住民に最も身近で基礎的な自治体である市町村の自治権を拡充し、これを生活者の視点に立つ「地方政府」に近づけていくことが求められる。この第 1 次勧告の副題を「生活者の視点に立つ『地方政府』の確立」とした趣旨も、ここにある。

### （審議の経過）

当委員会は、地方分権改革推進法<sup>1</sup>に基づき平成 19 年 4 月 1 日に発足し、翌 4 月 2 日に初会議を開いて以来、本日まで計 49 回の会議を重ねてきた。

初会議での内閣総理大臣の要請を受け、まずは地方分権改革が目指すべき方向性や基本原則についての議論を進め、平成 19 年 5 月 30 日の委員会で「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方―地方が主役の国づくり―」を取りまとめて公表した。

平成 19 年 6 月以降、当委員会は、委員会の場で地方六団体<sup>2</sup>関係者などとの意見交換の機会を設けるとともに、全国 7 か所で地方分権懇談会を開催し、基礎自治体の首

<sup>1</sup> 地方分権改革推進法（平成 18 年法律第 111 号）

<sup>2</sup> 全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会

長である市町村長から現場の生の声を聴取するなど、地方の実情の把握と地方自治体関係者の意見の聴取に努めた。また、全国知事会や全国市長会からは具体的な支障事例や改善要望を取りまとめた文書が提出された。当委員会は、これらの素材を基に先の第1次地方分権改革以降に残された課題について検証し、改革課題をできる限り明確にして関係各府省からのヒアリングを重ねてきた。

この間に、経済財政諮問会議でも折に触れて地方分権改革についての議論が行われ、平成19年6月19日に閣議決定された「骨太の方針2007」<sup>1</sup>では、国の各府省の地方支分部局（国の出先機関）の抜本改革に向けた検討が当委員会に託された。

以上の経過を経て、当委員会は平成19年11月16日に「中間的な取りまとめ」を公表した。この「中間的な取りまとめ」は、まず当委員会の課題認識と改革理念について詳しく述べ、その後の勧告において取り上げるべき改革課題を分類整理したもので、勧告に向けた「羅針盤」であり「トリガー」ともいうべき性質の文書である。

「中間的な取りまとめ」では、その後の勧告において取り上げるべき改革課題を、大きく、①「個別の行政分野・事務事業の抜本の見直し・検討」、②「法制的な仕組みの見直し等」、③「税財政」、④「分権型社会への転換に向けた行政体制」の4項目に集約整理していた。

この「中間的な取りまとめ」を受けて、政府は、平成19年11月30日に地方分権改革推進本部<sup>2</sup>の第2回会合を開催し、当委員会の「中間的な取りまとめ」を政府として最大限尊重し、各府省において本格的な検討に着手することなどの方針を確認した。なお、政府は、当委員会の先の「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」の公表に先立ち同年5月29日に地方分権改革推進本部を設置し、6月11日に第1回会合を開催していた。

「中間的な取りまとめ」を公表して以降、当委員会は、上記の4つの改革課題のうち、「分権型社会への転換に向けた行政体制」に含まれる「地方支分部局等（出先機関）の見直し」について関係府省からのヒアリングを本格的に行うとともに、「個別の行政分野・事務事業の抜本の見直し・検討」についても関係各府省との討議を重ね、最終的には局長級に格上げした討議を行い、今回の第1次勧告を取りまとめるに至ったものである。

なお、関係者から意見を聴取し、関係各府省からヒアリングを実施し、討議を行う当委員会の審議はすべて、報道関係者等の傍聴を許し、インターネットでも動画配信される公開の場で行ってきた。これは、委員会の審議の過程を白日の下に曝して審議の透明性を確保し、当委員会側の言い分と折衝相手側の言い分のどちらに理があるか、広くは国民・住民に直接に判定していただくためである。国民・住民の皆様が当委員会の政府の諮問機関としては異例の試みの意図するところに共感され、今回の第1次勧告を強く支援していただければ幸いである。

<sup>1</sup> 「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）

<sup>2</sup> 「地方分権改革推進本部の設置について」（平成19年5月29日閣議決定）に基づき内閣に設置。内閣総理大臣が本部長、内閣官房長官と内閣府特命担当大臣（地方分権改革）が副本部長、他のすべての国務大臣が本部長

### (委員会の認識)

当委員会の課題認識と改革理念については「中間的な取りまとめ」に詳しく述べたので、ここで改めて繰り返すことはしない。しかし、「中間的な取りまとめ」において指摘した人口減少と少子高齢化、グローバル化時代の国際間競争と地域間競争などの社会状況の変化の様相は一段と顕著になってきている。地方都市の中心市街地の過疎化（シャッター通り化）と中山間地の地域集落の過疎化（限界集落化）とが同時進行している。地域間格差の是正と地域の再生は待ったなしの緊急の課題であり、地方分権改革はこの地域再生に寄与する改革でなければならない。他方で、国と地方を合わせて800兆円を超える長期債務残高を抱え、国・地方を通じて財政資金をバラまく余力など全く無く、政府は各種の社会問題に政策的に対応する能力を厳しく制約されている。その上、社会保険庁の年金記録漏れ問題に始まり、新しくは道路特定財源の不明朗な使途や後期高齢者医療制度をめぐる混乱に対する憤懣と不満の噴出など、従来国の官僚の能力や資質に寄せられてきた国民の信頼は急速に低下している。そして、そこでの大きな問題として、これまでの行政、特に国の行政では、生活者の視点がおろそかにされていた。

こうした厳しい状況の下で、わが国の地域社会を持続的に発展させていくためには、国と地方のこれまでの役割分担を徹底して見直すことによって、行財政をめぐる国と地方の不明確な責任関係がもたらす両者のもたれあい状態から早急に脱却し、機動的かつ効率的な行財政システムを構築していくことが急務である。地域のことはその地域に暮らす住民自らが判断し、実施に移すことができる行政体制を整え、個性豊かで活力に満ちた多様な地域社会、地域の住民が誇りと愛着を抱く地域社会を再構築していくことが肝要である。そして、これこそが、生活者の視点に立った行政を実現する地方自治の本来の姿であり、成熟した民主主義社会の基盤である。この理想像に近づくために欠くことのできない構造改革が地方分権改革にほかならない。これが当委員会の揺るぎない信念である。

### (勧告の構成)

第1次勧告は、全5章で構成されている。

第1章は、地方分権改革推進法第2条の規定に忠実に、国と地方の従来の役割分担を見直し新たに構築すべき役割分担を明確にするとともに、広域自治体と基礎自治体の役割分担についての当委員会の見解を明らかにしている。これは、この第1次勧告の前提であるとともに、第2次勧告以降の勧告をも導く総論を示したものである。

続く第2章及び第3章が政府に対して具体的な措置を求めている。

第2章「重点行政分野の抜本的見直し」に列記した各行政分野については、まず当委員会の課題認識を述べた上で今回の具体的な勧告事項を示すという記載形式を採用しているが、課題認識と勧告事項の間に相当のずれが生じている行政分野が少なくない。すなわち、改めて最終的な回答期限を設定し、関係府省に引き続き検討を要請しているにとどまるものもあれば、関係府省の当面の対応可能性を考慮し、当面の具体

的な勧告事項を課題認識の一部にのみ限定しているものもある。裏返して言えば、重点行政分野の抜本的見直しに関する勧告は今回の第1次勧告をもって完了しているのでなく、第2次勧告以降にまで及ぶ延長戦の様相を呈している。

これに対して、第3章の「基礎自治体への権限移譲の推進」と「補助対象財産の財産処分の弾力化」に示している勧告は、今回の第1次勧告で当委員会として一定の結論を得ている。なかでも「補助対象財産の財産処分の弾力化」については関係府省がすでに合意している事項であるので、これについては、地方分権改革推進計画<sup>1</sup>の策定を待つまでもなく、政府において早急に対応方針を決定し、関係府省に対して早急な実施を指示していただくことを強く要望する。

第4章は、現内閣の下で新たに提起された現下の二つの重要な課題、すなわち道路特定財源の一般財源化と消費者行政の一元化について、もっぱら地方分権改革の観点から政府に対して一定の配慮を要請した二つの緊急提言を収録している。この二つの問題についての政府・与党の検討過程における検討材料としていただければ幸いである。

第5章と「おわりに」では、第2次勧告以降において取り組むこととした改革課題についての当委員会のこれまでの審議状況を説明し、今後の取組方針について述べている。

最後に、第3章(1)の「基礎自治体への権限移譲の推進」の勧告について付言しておきたい。この勧告をめぐっては、都道府県関係者の内部でも市町村関係者の内部でも賛否が分かれるのではないかと推察している。しかしながら、この勧告は、先の第1次地方分権改革において地方六団体の総意形成の調整を重んじたために不十分に終わった都道府県から市町村への権限移譲を今回実現しようとしているものであり、また、第1次地方分権改革の成果の一つとして新たに創設された都道府県事務処理特例条例による市町村への権限移譲の実績を評価しこれを普遍化しようとしているものである。都道府県から市町村への権限移譲を積極的に受け止め、「平成の市町村合併」の促進の意義をより一層高めるべく、都道府県と市町村の双方の関係者は正しく理解されることを切望してやまない。

---

<sup>1</sup> 地方分権改革推進法第8条に基づき、地方分権改革推進委員会の勧告を受けて政府が作成する計画

## 第1章 国と地方の役割分担の基本的な考え方

### (1) 「地方が主役の国づくり」に向けた今次分権改革の理念と課題

#### (理念と課題)

第1次地方分権改革は、国と地方との関係を上下主従の関係から対等・協力の関係へと転換させることに力を注ぎ、上下主従関係を象徴する仕組みであった機関委任事務制度を全面的に廃止した。これは、分権型社会への第一歩を踏み出したものと評価できる。しかし、まだその進展の度合いは道半ばであり、未完の改革にとどまっているといわざるを得ない。

近年、人口減少や少子高齢化など社会構造の激しい変化に伴い、我が国は危機的な状況を迎えている。これを打開するためには、地方分権改革を断行することによって、この国のかたちを新たなものとする変革を進め、希望と活力のみなざる分権型の新たな未来社会を築くことが不可欠である。また、経済のグローバル化や情報化の進展により、国境を越えて地域が世界と直接結び付く時代となっている。こうした時代には、地方にある個性豊かな資源を掘り起こし、その資源を自立した地方の創意工夫によって多様に活用する分権型社会こそが強みを発揮する。自立した地方が互いに連携しつつ、地域の個性と地域に固有の資源とを結び付けることで魅力を高め、世界の各地域と連帯しながら競争していくことが可能となる。地域の豊かな個性と資源、そしてそのネットワークによって我が国が支えられる新たな時代を切り開くためには、地方分権改革が不可欠である。地方分権改革は、国の新たなガバナンスの姿、さらには将来の道州制のあり方にも結び付く重要な課題である。

地方自治体は、住民に対して幅広い行政サービスを提供している。しかし、こうした行政サービスの多くは、実質的な決定権が国に留保されていたり、財源を国に依存せざるを得ないのが実態である。地域ごとの実情や個性の違いを考慮せず、国が全国画一的に定める基準を一律にあてはめることは、地域活性化の障害となる危険性がある。「自治」に対する「他治」、官主導による統治を意味する「官治」ではなく、地域のあり方は地方独自の個性を優先し自ら決定する自治の確立が住民にとって望ましい。今次の分権改革では、各地域がその特性をいかし、独自の発展を遂げることができるよう、地方自治体の自由度を拡大する仕組みを構築し、元気があり多様な個性と創造力を発揮できる地域社会の形成を目指す。

地方分権改革は、「団体自治」の拡充と「住民自治」の実質的な確立が一体となって実現する。団体自治を拡充するためには、地方自治体への事務事業の移譲、地方自治体の行政サービスの提供に関する決定権・裁量権の拡大、これらを支える税財政基盤の充実確保をはかることが必要である。また、住民自治を確立するためには、情報共有を徹底して進め、住民が日常的に地方自治体の運営に参加する機会を拡充し、多彩なコミュニティ活動の形成を促進するなど、住民意思が確実に表出され地方自治体の決定に反映される体制整備が必要である。住民の信頼が得られるよう制度や運営の全般にわたる議会改革も含めた政策の形成・執行・評価の体制をつ



くり出すことが求められる。

地方分権改革を推進するにあたっては、国も地方自治体も、財・サービスの供給者の視点に立つのではなく、主権者であり納税者であり消費者でもある住民の視点に立つことが重要である。これにより、施策の重複の排除や効率的な財・サービスの提供が可能となる。あわせて地方政府運営の担い手である首長、議員、職員をはじめとする地方自治体関係者が、自治体経営の視点から日々新たな改革を取り入れることにより効率性の向上をはかり、納税者・有権者から見て信頼と希望を寄せ得る「地方政府」の実現に不断の努力を傾注することが重要である。

（「地方が主役の国づくり」に向けた取組み）

以上の理念の実現、課題の克服の下で、「地方が主役の国づくり」に向け、具体的に次のような取組みを行う。

中央政府と対等・協力の関係にある「地方政府」の確立のため、住民に身近な行政は地方自治体に移譲するとともに、国の法令による地方自治体の諸活動に対するさまざまな義務付け・枠付け、関与等を徹底して見直す。また、地域に適応した筋肉質の行財政システムを構築するため、地方政府の組織の形態の自由化を進める。

「地方政府」の確立は、自治立法権、自治行政権、自治財政権を有する「完全自治体」を目指す取組みである。その取組みにおいては、行政権の分権だけでなく立法権の分権が不可欠である。このため、条例により法令の規定を「上書き」する範囲の拡大を含めた条例制定権の拡充をはかる。また、自治立法権を担う地方議会の機能、制度などについて抜本的改革が必要である。

国と地方、広域自治体と基礎自治体の役割分担において、基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、地域における総合的な行政の実施の役割を担わせることは、地方自治の基本原則である。規模や能力の異なる基礎自治体が総合的な行政を担うことができるよう、広域連合の形成や周辺自治体又は広域自治体による補完など、総合性を担保するための制度の充実をはかる。

地域住民の力を地方自治に結集し、地方自治体が住民意思に基づいて政策を実施することで、地域の多様な資源をいかし、地方活性化を目指す取組みが地方分権改革である。国及び地方自治体ともに客観的な情報等を踏まえつつ改革の議論を行うことが重要であり、国はそのための条件整備を行う。

地方活性化を進めるためには、分権型社会にふさわしい地方の税財政基盤を確立することが必要である。その際、地域間の財政力格差の是正をはかり、どの地域に暮らしていても豊かな自治が実現される仕組みにすることが重要である。

地方分権改革は、住民本位の自治とそれによる多様性と創造性にあふれた地域づくりを目指すものである。このため、地方政府の担い手である住民・首長・議員の意識改革が求められる。また、地方政府の担い手である自治体職員の資質の向上や、監査などのチェックシステムの徹底が必要である。

## (2) 国と地方の役割分担

### (役割分担の基本)

中央政府・地方政府が対等・協力の関係に立ちそれぞれの役割を果たすには、国と地方の行政の重複を排除し、国と地方の明快な役割分担を確立することが必要である。外交、防衛など国家としての存立にかかわる事務をはじめとする国が本来果たすべき役割を重点的に担うように中央政府の役割を限定し、住民に身近な行政は地方自治体に移譲し地方の裁量と責任のなかで実施することが基本である。

### (国が重点的に担うべき役割)

地方分権改革推進法第5条等において定められているように、上記の国と地方の役割分担の基本を踏まえた、あるべき国と地方の役割分担の原則は、次のとおりと考える。

1) 国は、以下の本来果たすべき役割を重点的に担う。

- ① 国際社会における国家としての存立にかかわる事務
- ② 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務
- ③ 全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施
- ④ その他

2) 住民に身近な行政は、できる限り地方自治体が担う。

このうち、上記1)の国が本来果たすべき役割の②は、主として立法行為を念頭においているものであり、法令による義務付け・枠付けや関与の見直しなどの法制的な仕組みの横断的な見直しは、これとの関係で地方自治に関する制約が必要最小限度にとどめられているかを問うものであると考える。

このような原則の下で、これまでの国と地方の役割分担を徹底して見直し、国の出先機関が担う事務・権限を含めて、地方自治体への移譲を推進する必要がある。

なお、国と地方を問わず、そもそも行政が直接担う必要がない事務・権限については、国と地方の役割分担を考える以前に、廃止・民営化等を検討すべきである。

### (国と地方の役割分担のメルクマール)

上記原則を、現在国が担っている具体の事務・権限にあてはめ、地方自治体への移譲を検討する際には、いわゆる「国と地方の二重行政」の排除という観点が重要である。これを踏まえれば、国と地方の役割分担について、次のような具体的なメルクマールが考えられる。

#### ① 重複型

事務・権限が法令上一つの主体に専属しておらず、国と地方自治体がそれぞれ処理することが許容されているもの（例：民間に対する助成・支援、調整、広報啓発など）

こうした重複型については、地方に一元化して実施することを基本として、新たな「区分け」の線引きを行う。

#### ② 分担型

法令上、事業規模の大きさや事務・権限の対象範囲等によって国と地方自治体がすでに一定の役割分担をしているもの（例：直轄公共事業や、民間に対する許認可・監督など）

こうした分担型については、地方に事務・権限を移譲することを基本として、現行の「区分け」の線引きを見直す。

#### ③ 重層型

国が専ら本府省において策定する全国的な指針や全国一律の基準にしたがい、地方自治体が事務事業を実施するもの（例：介護保険、義務教育など）

こうした重層型については、法令による義務付け・枠付けや関与の見直しなど、法制的な仕組みの横断的な見直しを行う。

#### ④ 関与型

地方が実施する事務に関して、国が広域的な見地等から調整し、又は関与を行っているもの（例：地方自治体に対する許認可・監督、助成・支援、調整、広報啓発など）

こうした関与型については、原則廃止することを基本として、法令による義務付け・枠付けや関与の見直しなど、法制的な仕組みの横断的な見直しを行う。

#### ⑤ 国専担型

現在は主に国のみでその事務を行っているもの（例：民間に対する許認可・監督や、登記など）

国専担型については、我が国の社会経済情勢の変化を十分に踏まえた見直しを行い、地方自治体の自主性及び自立性の発揮、地方自治体による総合行政の確立、住民の利便性の向上、国と地方を通じた行政の簡素化及び効率化といった観点に資するものについては、事務・権限の地方への移譲や廃止等を行う。

以上のような国と地方の役割分担の考え方は、第5章「第2次勧告に向けた検討課題」の（1）「国の出先機関の改革の基本方向」において、国の出先機関の見直しの進め方の基本となるとともに、第2章「重点行政分野の抜本的見直し」の個別の勧告事項の基本ともなっている。

### (3) 広域自治体と基礎自治体の役割分担

広域自治体と基礎自治体の役割分担において、基礎自治体に事務事業を優先的に配分する「補完性・近接性」の原理は、地方自治制度の基本原則（「基礎自治体優先の原則」）である。住民の意向の的確な反映、住民の利便性の向上、地域の活性化等の観点から、住民に身近な行政は、できる限り、より住民に身近な地方自治体たる市町村が担うことが望ましい。「補完性・近接性」の原理にしたがい、地域における事務は基本的に基礎自治体である市町村が処理し、都道府県は、市町村を包括する広域自治体として、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの、その規模又は能力において市町村が処理することが適当でないものを処理することとする。

市町村合併の進展等によって、基礎自治体の行政体制の整備が進み、「県内分権」の意識も高まっている。このようななかで、都道府県知事の権限に属する事務の一部を都道府県条例の定めるところにより市町村が処理することとすることができる制度<sup>1</sup>を活用した権限移譲が進展している。こうした状況も踏まえ、基礎自治体が地域における総合行政を担うことができるよう、まちづくり・土地利用規制等の地域の空間管理に関する事務、住民の日常生活に最も密接に関連する福祉・保健・医療及び教育に関する事務を中心に都道府県から市町村への法令による権限移譲を進めることとする。なお、権限移譲に際しては、市町村合併の進展等により行政体制の整備が進んでいることを踏まえ、市に優先的に移譲を進めることとする。

あわせて、規模や能力が異なる個々の基礎自治体が地域における総合行政を担うことができるよう、広域連合の形成、周辺自治体又は広域自治体による連携と補完などの制度の充実をはかることが必要である。

<sup>1</sup> 「条例による事務処理特例制度」（第3章（1）「基礎自治体への権限移譲の推進」参照）